

○（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例（条文検討資料）

1 前文

- ・すべての子どもは、限りない可能性を持って生まれてくる。子ども一人ひとりには社会にとってかけがえのない存在であり、将来における社会の担い手として、平和と安全のもと、健康的な生活を送り、愛情をもって大切に育てられなければならない。
- ・子どもが、豊かな人間性、社会性を身につけていくためには、いかなる差別、不利益を受けず、心身が守られ、学び、遊び、休息を取り、考えたことを表現し、仲間をつくるなど、自分らしく成長するとともに、保護者や地域社会、育ち学ぶ施設等から、適切な支援を受ける必要がある。
- ・鎌倉市は、首都圏にありながら、豊かな自然環境に恵まれ、歴史的遺産とそれを取り巻く歴史的風土を有している。子どもが、豊かに成長していくには、大変恵まれた環境である。
- ・鎌倉市の恵まれた環境を生かしつつ、さらに子どもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての構成員がその役割を果たし、子どもを総合的に支援するため、この条例を制定する。

2 目的

- (1) すべての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つことができるように、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等及び事業者の責務を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、子どもに対する総合的な支援や、子どもの育つ環境を整えることを目的とする。

3 定義

- (1) 子ども：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護・養育する者をいう。

- (3) 市民等：市内に在住する者及び市内において市民活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設等：保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他、子どもが通所し、通園し、通学又は入所することにより学び、育つことを目的とする施設及びその関係者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

4 基本理念

- (1) 子どもが成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで社会生活に適應する能力を身に付けるとともに、自ら意思表示ができ、尊重される環境が整えられること。
- (2) 子どもが障害の有無、性別等にかかわらず、差別、虐待、育児放棄、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人ひとりの人間として尊重されること。
- (3) 子どもの自主的な行動、活動は、子どもが自分らしく成長することにつながることから、子どもが何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、支援されること。
- (4) 子どもへの支援は、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等及び事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

5 市の責務

- (1) 子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携し、子どもに関し、総合的に施策を講ずること。
- (2) 子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じ、支援体制を確保すること。
- (3) 保護者、市民等、育ち学ぶ施設等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うこと。
- (4) 子どもの意見で、市の施策に関連するものは、施策に反映するよう努めるものとする。
- (5) 子どもの意見で、地域社会に関連するものは、関係機関等に対し情報を提供することにより問題を共有し、協働して解決に努めるものとする。

6 保護者の責務

- (1) 子どものために、最善の利益を第一に考えるとともに、子どもの人格を尊重し、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた

養育に努めること。

- (2) 家庭が、子どもの人格形成における基本的な役割を有していることを認識するとともに、豊かな人間性、社会性を身につけて成長できるよう、よりよい家庭環境づくりに努めること。

7 市民等の責務

- (1) 子どもが社会の一員であることを認識し、地域社会が子どもの豊かな人間性、社会性をはぐくむ場となり、子育て家庭を包む子育ての場となるよう努めること。
- (2) 子どもが安全でかつ安心して生活できる地域環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの成長に関して、子どもと保護者に対する情報・知識の共有、交流・相談などの支援に努めること。

8 育ち学ぶ施設等の責務

- (1) 子どもの成長、発達に応じ、子どもが主体的に学び、育つとともに、能力、可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めること。
- (2) 子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性、社会性を身につけることができるよう支援に努めること。
- (3) 差別、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るとともに、市及び関係機関等と連携し、子どもの安全及び安心を確保するよう努めること。

9 事業者の責務

- (1) 雇用する従業員が子どもと接する時間を十分に確保し、仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境の整備に努めること。
- (2) 地域社会の一員として、市、保護者、市民等、子どもが育ち学ぶ施設等及び他の事業者が行う、子どもの健やかな成長のための取組に協力するよう努めること。

10 子どもの育ちの支援

- (1) 市は、子どもが健やかに成長し学ぶために、安全で安心な環境づくりに取り組むとともに、社会の一員、担い手として自立するために必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 市は、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、それぞれの環境に応じ、すべての子どもが安心して生活することができるための施策を講ずるものとする。

11 経済的困難を抱える家庭の子どもへの支援

- (1) 市は、経済的困難を抱える家庭の子どもが健やかに成長し学ぶための環境整備に必要な施策を講ずるものとする。

12 虐待及びいじめへの対応

- (1) 市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等及び事業者と連携し、子どもの虐待、いじめの未然防止・早期発見及び撲滅のために必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 市は、虐待、いじめを受けている子ども又はそのおそれがある子どもに対して、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、救済のために必要な措置を講ずるものとする。

13 差別等の防止

- (1) 市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等及び事業者と連携し、子どもが障害、国籍、性別その他、子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることを防止するとともに、互いの違いを認め尊重し合う社会の形成を目指すものとする。

14 子どもへの情報発信

- (1) 市は、子どもの地域社会への参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について、子どもが思い、感じたことを表現できるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとする。

15 不登校及びひきこもりに関する取組

- (1) 市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

16 離婚前後の子どもへの支援

- (1) 市は、子どもの父母（子どもの父又は母の配偶者を含む。）が離婚をする場合において、子どもの生活や精神面において、子どもの利益ができる限り優先されるよう、その家庭の状況に配慮して、相談に応じるなど必要な支援に努めるものとする。

17 切れ目のない子育て支援

- (1) 市は、安心して子どもを生み育て子どもが健やかに成長し学ぶ

ことができるよう、子どもの成長に合わせた施策を講ずるものとする。

18 祖父母からの支援

- (1) 祖父母の存在は、子どもにとって、親だけではない心のよりどころができ、より多くの愛情を受けることで、心の発達を支えるとともに、保護者にとっても、心強いサポーターとして寄り添ってもらえることができるものである。祖父母は、無理のない範囲で、家庭の事情に鑑み、孫育ての応援を目指すものとする。

19 子どもが意見を言える機会

- (1) 子どもが、市政への質問や宣言などを行うことを支援する。
- (2) 子どもが、市政に対して、夢や希望を言える機会を設けるよう努めるものとする。
- (3) 子どもが、困りごとを言える機会、または代弁できる機会を設けるよう努めるものとする。

20 相談体制の強化

- (1) 市は、子どもの相談体制の充実を図るため、子どもが困りごとを安心して相談できるよう、関係機関と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。
- (2) 市は、子どもの困りごと相談に関する情報の周知に努めるものとする。

21 施策の推進

- (1) 市は、子どもが安心して生活できるようにするため、子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るとともに、他の条例、その他計画等と相互に関連させ、子どもに関する施策の推進に努めるものとする。

22 委任

- (1) この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

23 施行期日

- (1) この条例は、公布の日から施行する。